

## 文化審議会著作権分科会におけるこれまでの検討状況について

### 1. 著作物の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入について

※平成29年度文化庁委託事業「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」報告書（平成30年3月）5頁～7頁より抜粋

#### ア 文化審議会著作権分科会契約・流通小委員会における検討（平成14年～15年）

平成14年度から15年度までの2年度にわたり文化審議会著作権分科会契約・流通小委員会において検討が行われたが、検討の結果、検討の継続を前提としつつも、「現行法の適用や契約条項の改善で相当程度解決できる。」、「ライセンサーの地位の承継は法改正ではなく判例・学説の蓄積によるべき。」、「他の知的財産権における同様の検討を待った上で、整合性のある制度にすべき。」など、慎重な検討が必要である旨の提言が行われることとなり、具体的な法改正等の動きには至らなかった<sup>1</sup>。

報告書記載の提言内容は次のとおりである<sup>2</sup>。

- ① 利用者保護については、破産法・民法等の現行法の適用、利用許諾契約及び著作権等の譲渡契約における契約条項の改善等により相当程度解決できると考えられるので、今後も関係者においては、現行法の適用や契約による利用の継続の方法について調査研究を進める必要があるが、著作物等の流通の促進に伴い、今後著作権等の譲渡取引等はますます多くなると思われるので、利用秩序に関する基盤整備の一環として利用者保護の制度整備を図ることが望ましい。
- ② 制度整備に当たっては、破産時における破産管財人の利用許諾契約の解除の場合のみならず、著作権等の譲渡に伴う利用許諾契約との関係も視野に入れた制度設計が必要と考える。
- ③ 現行制度との整合性や破産法における双方未履行契約における破産管財人の解除権制限に対する改正案の内容から、著作権制度において、利用許諾契約に基づく利用者の保護を図るとすれば、それは対抗要件の制度によるべきである。  
この場合、現行制度を前提とすれば、登録による公示の制度を基本とすべきであると考えられるが、申請に係る手続きの煩雑さや利用許諾契約の内容が公示により明らかになることは取引内容の秘密保護の点で支障があるなどの意見に配慮し、現行の著作権等に関する登録制度の仕組みにとらわれることなく、申請手続、公示される内容等についてはできるだけ利用者の要望に配慮した制度になるよう、著作物等を利用する権利を識別し得る最低限の情報を公示するだけの簡易な制度も含め登録制度の在り方について十分に検討する必要がある。  
なお、公示によらず対抗要件を付与する制度（書面による契約）については、利用者の利便性の観点から考慮に値する制度と考えるが、現行制度の前提を大きく変えるものであり、慎重な検討が必要である。
- ④ 利用者が対抗要件を取得した場合の利用許諾契約における許諾者の地位の承継については、法律で一定の制限を加える等の措置をすることは適当ではなく、基本的には判例・学説の蓄積により秩序形成を図るべきである。なお、契約の承継の在り方については、不動産の場合における考え方を参考に、著作権等の譲受人に承継されることを基本として考えるべきであるが、著作物等の利用許諾契約は、不動産における賃貸借契約と違い複雑な契約形態であるものも多いことから、今後も関係者間で研究が行われる必要がある。
- ⑤ 最後に、利用者の保護については、知的財産権全般に通じる制度設計が求められているところであり、著作権制度のみが特別な対抗要件制度を設けることは適切ではないので、他の知的財産権における同様の検討を待った上で、整合性のある制度にすべきである。

<sup>1</sup> 文化審議会著作権分科会報告書（平成16年1月）23頁～34頁。

<sup>2</sup> 前掲注1・33頁～34頁。

## イ 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会における検討（平成17年～19年）

平成17年から平成19年にかけて、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会においてライセンス一保護の在り方に関する検討が行われ、平成19年10月12日の文化審議会著作権分科会において、「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会平成19年度中間まとめ」（以下「法制問題小委員会平成19年度中間まとめ」という。）として検討内容が報告された。

法制問題小委員会平成19年度中間まとめでは、ライセンサーの破産やライセンサーから第三者への著作権等の譲渡等があった場合のライセンスの保護について、「著作物を利用できる（許諾を受けた）地位の保護のための登録制度」<sup>3</sup>を設ける方向での対応案が示されたが、特許法における「特定通常実施権登録制度」との整合性を踏まえた同対応案に対しては、各種団体から、登録による公示を第三者対抗要件とすることに否定的な意見が寄せられた<sup>4</sup>。

意見の内容を要約すると次のとおりである。

- 検討されている登録制度については、対象とする著作物、業界の実情、現在検討されている特許権等の通常実施権の登録制度の改正の方向にも留意しつつ実態に即した対抗要件制度を設計すべきであり賛成できない。（大阪弁護士会）
- 登録（公示）によらない書面による契約により対抗要件を付与する制度が望ましい。（社団法人電子情報技術産業協会）
- 許諾に係る著作物の利用を事業として現実に行っている以上、登録等の手続きを経ることなく第三者にその権利を対抗できる仕組みを早急に設けていただきたい。（社団法人日本映画製作者連盟）
- 「ライセンス保護のための登録制度の創設には反対」「特許権と著作権との大きな相違である登録制度について、特許権の制度を持ち込んでも、著作権の取引慣行に合致するとはいいがたい（社団法人日本映像ソフト協会）
- 「ライセンスの地位の保護のために「登録」を必須とするアプローチには賛同できない。このような「登録」を要することとすると、そもそも権利の発生に「登録」を要しない著作権制度において、新たに煩雑な手続きを創設することとなり、現場に多くの混乱を生ずることが予想される。実情に照らし、登録を要することなく契約で定められた範囲でライセンスの地位が保護される制度を創設することが望ましい。（日本知的財産協会）

また、ライセンス契約に係る著作権等がライセンサーから第三者に移転された場合において、著作権等の移転を受けた者にライセンス契約が承継されるかどうか（著作権等の移転を受けた者にライセンサーの地位が承継されるかどうか）に関しては、「②で検討した登録制度は、破産管財人や譲受人等から著作権に基づく差止請求を受けないための対抗力を具備するものであり、当然には契約内容が承継されるものではなく、利用者が対抗要件を取得した場合の利用許諾契約における許諾者の地位の承継については、法律で一定の制限を加える等の措置をすることは適当ではなく、基本的には判例・学説の蓄積により秩序形成を図るべきものである。」と結論づけられている<sup>5</sup>。

## ウ 文化審議会著作権分科会における検討（平成21年）

上記の検討結果を受けた文化審議会著作権分科会（第27回・平成21年1月26日開催）では、上記の

<sup>3</sup> 法制問題小委員会平成19年度中間まとめ第5節3(1)③。

<sup>4</sup> 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（第10回）資料3「『文化審議会著作権分科会法制問題小委員会中間まとめ』に対する団体からの意見」（平成20年1月20日）。

<sup>5</sup> 法制問題小委員会平成19年度中間まとめ第5節3(1)②。

法制問題小委員会の検討結果<sup>6</sup>が了承されることになり、具体的な法改正等の動きには至らなかった。  
検討結果の該当部分は次のとおりである。

本小委員会としては、平成14年度以来の検討経過を踏まえてワーキングチームにおいて論点を整理した仕組みを提案したものであるが、今後、実務や学説の動向を考慮するとともに、本制度の参考とした特定通常実施権登録制度や通常実施権登録制度の運用状況も踏まえながら、必要に応じ著作権制度特有の性質を考慮した新たな仕組みを検討することを含め、実効性のある制度のあり方について多面的な調査研究を進めることが適当であると考えている。

## 2. 著作物の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入について

※平成29年度文化庁委託事業「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」報告書（平成30年3月）97頁より抜粋

文化審議会著作権分科会（第14回）では、「著作権法に関する今後の検討課題」として、「著作権者から利用の許諾を受けたライセンシーには、産業財産権法のように物権的な権利が与えられておらず、第三者の当該著作物を利用されている場合に差し止めることができない。」「著作物の『利用権』について、産業財産権のように著作権法上明確に位置付けて、物権化することや、第三者への対抗要件として独占的な利用許諾を登録する制度を創設すること等に関して検討する。」とされた<sup>7</sup>。

ここで検討課題とされた「利用権」については、「法制問題小委員会平成19年度中間まとめ」において、以下のとおり、今後の検討課題として位置づけられた<sup>8</sup>。

利用権の制度については産業財産権に多くの例が見られるが、著作権制度の中で利用権のうち産業財産権制度における専用実施権（排他的な実施権で、登録により効力が発生するもの）の制度を導入している国はほとんどない。専用実施権に相当する権利を創設する場合は、現行著作権制度の仕組みを多いく変える必要があると思われる。したがって、産業財産権のように著作権法上明確に位置付けて、物権的な権利を創設することや、第三者への対抗要件として独占的な利用許諾を登録することができる制度を創設すること等については、今後の課題として引き続き検討することが適当である。

その後、著作権分科会においては、本件課題についての具体的な検討は行われていない状況にある。

<sup>6</sup> 文化審議会著作権分科会報告書（平成21年1月）第1編第4章第2節「ライセンシー保護等の在り方について」。

<sup>7</sup> 文化審議会著作権分科会『著作権法に関する今後の検討課題』（平成17年1月24日）I1(5)。

<sup>8</sup> 法制問題小委員会平成19年度中間まとめ第5節3(2)。